

2021年1月8日

組合員 各位

千葉県学校生活協同組合 管理課

### 緊急事態宣言期間中の営業時間について

2020年2月、国内で「新型コロナウイルスの感染」が確認され、はや1年が経過しようとしています。組合員皆様におかれましては日頃から感染対策をとられ、勤務先においても感染防止対策を行うなど大変ご苦労されていることと存じます。「新型コロナウイルスの感染」も拡大傾向が収まるどころか、12月に入り第三波が猛威を振るい、東京都では1日の新規感染者数が2,000名を超える事態となり、隣接する「神奈川県・埼玉県・千葉県」でも、新規感染者数が過去最大を更新するなど感染拡大が続いています。

この状況から、日本政府は1月7日、千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県の一都三県に「緊急事態宣言」を発出しました。宣言の内容を踏まえ、千葉県学校生活協同組合といたしましても、組合員への事業を安定的に継続するため、また、職員の感染リスク軽減を目的として、事務所の営業時間を短縮することといたしました。

組合員皆様には、大変ご不便とご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

□ 2021年1月12日 ～ 2021年2月7日までの営業時間

平日 9時30分 ～ 16時30分

※国・県・市より新たな要請等がなされた場合、および、緊急事態宣言が延長された場合は、上記の短縮期間・営業時間を変更する場合があります。その際は速やかにご案内いたします。

なお、営業時間外のお問い合わせは、学生協ホームページの「お問い合わせ」よりメールでもお受けできますのでご利用ください。